

2 実習指導者の資格要件

- 実習指導者については、3年以上の実務経験を有する社会福祉士であることに加え、実習指導者研修課程を修了することを求めることとし、その資格要件を強化する。

見直し案	現行
<p>① 実習指導者は、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものであること。</p>	<p>実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>① 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>② 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>③ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者</p>

94

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>② ①の規定にかかわらず、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者については、平成24年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了すれば足りることとする。</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、当分の間、次のいずれかの要件に該当する者であっても差し支えないものとする。</p> <p>ア 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>イ 平成21年3月31日までの間に、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者</p>	

95

IV—⑤ その他の基準の見直し

- 効果的な実習教育を確保する観点から、実習は1の実習施設において120時間以上行うことを基本とする。
- 実習担当教員が週1回以上の定期的巡回指導を行わなければならない要件を緩和する。

見直し案	現行
<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>② 実習は、相談援助の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において120時間以上行うことを基本とすること。</p> <p>③ 実習担当教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。 ただし、これにより難しい場合については、実習期間中に、少なくとも1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。</p> <p>④ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>	<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること</p> <p>② 実習施設は、実習担当教員による週1回以上の定期的巡回指導が可能な地域に存すること。</p> <p>③ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>

96

IV—⑥ 実務経験に対する実習免除の取扱い

- 現に福祉サービスに従事している者について、その負担を軽減し、社会福祉士国家資格の取得を促す観点から、現行の1年以上の実務経験を経た者については、実習及び実習指導が免除される取扱いを維持する。

見直し案	現行
<p>指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、相談援助実習及び相談援助実習指導の履修を免除することができる。</p>	<p>指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導の履修を免除することができる。</p>

97

V 通信課程

98

V-① 教育内容に関する基準

- 通信課程における教育内容については、実践力の高い社会福祉士を養成するという観点に立って、講義系科目に係る面接授業は行わないこととする一方、実習指導及び演習に関する面接授業の充実を図る。
- また、通信課程における実習については、現行、通学課程の半分の時間数で足りることとされていたが、上記と同様の観点から、通学課程と同様の時間数への充実を図る。

99

(通信課程における教育内容)

科目名	通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
人体の構造と機能及び疾病	30h	/	90h	/	/	/	/
心理学理論と心理的支援	30h	/	90h	/	/	/	/
社会理論と社会システム	30h	/	90h	/	/	/	/
現代社会と福祉	60h	/	180h	/	/	180h	/
社会調査の基礎	30h	/	90h	/	/	/	/
相談援助の基礎と専門職	60h	/	180h	/	/	/	/
相談援助の理論と方法	120h	/	360h	/	/	360h	/
地域福祉の理論と方法	60h	/	180h	/	/	180h	/
福祉行政と福祉計画	30h	/	90h	/	/	/	/
福祉サービス組織と経営	30h	/	90h	/	/	/	/
社会保障	60h	/	180h	/	/	/	/
高齢者に対する支援と介護保険制度	60h	/	180h	/	/	/	/
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30h	/	90h	/	/	/	/
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30h	/	90h	/	/	/	/
低所得者に対する支援と生活保護制度	30h	/	90h	/	/	/	/
保健医療サービス	30h	/	90h	/	/	/	/
就労支援サービス	15h	/	45h	/	/	/	/
権利擁護と成年後見制度	30h	/	90h	/	/	/	/
更生保護制度	15h	/	45h	/	/	/	/
相談援助演習	150h	45h	405h	/	45h	405h	/
相談援助実習指導	90h	27h	243h	/	27h	243h	/
相談援助実習	180h	/	/	180h	/	/	180h
合計	1,200h	72h	2,988h	180h	72h	1,368h	180h

(参考) 現行の通信課程における教育カリキュラム

科目	通学課程	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
社会福祉原論	60h	6h	162h	/	/	/	/
老人福祉論	60h	6h	162h	/	/	/	/
障害者福祉論	60h	6h	162h	/	/	/	/
児童福祉論	60h	6h	162h	/	/	/	/
社会保障論	60h	6h	162h	/	/	/	/
公的扶助論	30h	3h	81h	/	/	/	/
地域福祉論	30h	3h	81h	/	/	/	/
社会福祉援助技術論	120h	12h	324h	/	12h	324h	/
社会福祉援助技術演習	120h	12h	324h	/	12h	324h	/
社会福祉援助技術現場実習	180h	/	/	90h	/	/	90h
社会福祉援助技術現場実習指導	90h	5h	120h	/	5h	120h	/
心理学	30h	3h	81h	/	/	/	/
社会学	30h	3h	81h	/	/	/	/
法学	30h	3h	81h	/	/	/	/
医学一般	60h	6h	162h	/	6h	162h	/
介護概論	30h	3h	81h	/	3h	81h	/
合計	1,050h	83h	2,226h	90h	38h	1,011h	90h

V-② 教育方法に関する基準

○ 養成施設の通信課程における教育方法に関する基準については、現行の基準を前提としつつ、面接授業(スクーリング)については、大学等や養成施設等への委託が可能な取扱いとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 印刷教材は、別表第〇に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業は、養成施設等の教員によって行わなければならない。ただし、当該養成施設等が当該面接授業の管理等を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合については、面接授業を委託することも差し支えない。</p> <p>(1) 社会福祉士養成施設</p> <p>(2) 社会福祉士の養成を行う大学等</p> <p>③ 面接授業の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>① 印刷教材は、別表第三に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

102

見直し案	現行
<p>④ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p> <p>(1) 通信指導は、計画的に行うこと。</p> <p>(2) 添削指導は、別表第〇に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p> <p>※ 通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第〇に定める科目毎に、当該授業内容への理解の確認を行う観点から、少なくとも1回以上レポート等の提出を求めるとともに、印刷教材による授業の時間数90時間(印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合については、当該時間数)につき1回以上の添削指導を行うものとする。(相談援助実習及び相談援助実習指導は除く。)</p> <p>⑤ 別表第〇に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p> <p>※ 添削指導者 各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p> <p>⑥ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑦ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑧ 実習の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>③ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p> <p>(1) 通信指導は、計画的に行うこと。</p> <p>(2) 添削指導は、別表第三に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p> <p>※ 通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第三に定める科目毎に、面接授業時に試験等を実施するとともに、印刷教材による授業の時間数81時間につき1回以上の添削指導を行うものとする。(社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導は除く。)</p> <p>④ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p> <p>※ 添削指導者 各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p> <p>⑤ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑥ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑦ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

103

V—③ その他の基準の見直し

- 養成施設の通信課程については、現行、事務職員の配置が求められていないが、事務作業等による教員の負担を軽減し、教育へ専念させる観点から、新たに事務職員の配置を義務づけることとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
事務職員を有すること。 ただし、当該事務職員は通信課程における教員と兼務してはならないこと。	規定なし

VI 情報公開

106

VI 情報公開

- 社会福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であることから、一定の内容について、新たに情報開示を行うものとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

1. 現行の要件

- 現行の社会福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。
- しかしながら、介護福祉士については、平成18年7月に取りまとめられた介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書「これからの介護を支える人材について」においては、次のとおり提言がなされているところ。

- ・ 養成施設の施設設備等については、現在、必要な教室、教育用器具機材、図書の整備など項目ごとに詳細に定められている。しかしながら、今後、教育内容の見直しに合わせ、養成施設入学希望者等への情報提供を図る観点から、施設設備の整備状況の情報を提供することを前提として、関係者の意見も十分踏まえつつ、必要な規制緩和や要件の弾力化を検討すべきである。
- ・ 養成施設入学希望者が養成施設を選択できるよう、養成施設が教育内容(カリキュラム、シラバス、教科書等)、教員のプロフィール、施設設備の整備状況、実習先等について、情報提供をすることが重要である。

107

2. 見直し案

(1) 情報開示の項目

- 社会福祉士養成施設における情報開示の項目については、他の制度における情報開示の項目を参考としつつ、次のとおり定め、これらの開示を行うものとする。

【法人情報】

- ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先
- ② 法人代表者氏名
- ③ 養成施設以外の実施事業
- ④ 財務諸表

【養成施設情報】

- ① 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- ② 養成施設代表者氏名
- ③ 養成施設の開設年月日
- ④ 学則
- ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要

108

【養成課程情報】

- ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ② 定員
- ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- ④ 費用
- ⑤ 科目別シラバス
- ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格）
- ⑦ 教材
- ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容
- ⑨ 実習プログラムの内容・特徴

【実績情報】

- ① 卒業者の延べ人数
- ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

【その他情報】

その他、利用者の選択に資する情報

109

(2)情報開示の方法等

- ワムネットや養成施設のホームページ等を通じて、広く一般に公開することを原則とする。
- なお、入学希望者等が開示された情報を容易に比較検討できるよう、情報開示に係る標準的な様式例を示すことを検討する。

(3)留意事項

- 情報開示の義務付けと併せて、開示内容の適正性を担保する観点から、虚偽又は誇大な情報を開示してはならないこととする。

VII 国家試験の受験資格における 実務経験の範囲

112

VII-① 実務経験の範囲の拡大

1. 就労支援分野に従事する者の位置付け

○ 昨今の福祉サービス現場においては、自立した日常生活を支える観点から、就労支援の重要性が高まっていることから、新たに実務経験の対象施設として、障害者就業・生活支援センター等を位置付けることとする。

【現行】

・ 障害者就業・生活支援センター等における職員については、実務経験の対象となっていない。



【見直し案】

- ・ 次に掲げる施設において、相談援助を行う専任の職員を実務経験の対象とする。
- ① 障害者就業・生活支援センター
 - ② 地域障害者職業センター、広域障害者職業センター
 - ③ 障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金の支給対象となっている施設等
 - ④ 発達障害者支援センター

113

2. 児童養護施設等の保育士の位置付け

○ 児童養護施設等に配置される保育士については、当該施設が行うサービスの内容として生活指導や職業指導等に係る相談援助業務が制度的に位置付けられている(最低基準において明記されている)ことから、現行、既に実務経験として認められている児童指導員と同様に、保育士についても実務経験を認めることとする。

なお、対象となる施設は、児童福祉施設のうち、生活指導や職業指導等がサービスとして位置付けられているものに限るものとする。

【現行】

・ 児童養護施設等における保育士については、実務経験の対象となっていない。

【見直し案】

・ 生活指導や職業指導等がサービスとして位置付けられている次に掲げる施設に配置されている保育士についても実務経験の対象とする。

- ① 乳児院（児童指導員を含む。）
- ② 児童養護施設
- ③ 情緒障害児短期治療施設
- ④ 知的障害児施設
- ⑤ 知的障害児通園施設
- ⑥ 盲ろうあ児施設
- ⑦ 肢体不自由児施設
- ⑧ 重症心身障害児施設
- ⑨ 重症心身障害児通園事業

114

（参考1） 現行の実務経験の対象施設の範囲

高齢者関係施設	障害者関係施設	児童関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人福祉センター ・老人短期入所施設 ・老人デイサービスセンター ・老人介護支援センター ・指定通所介護(基準該当を含む。) ・指定介護予防通所介護(基準該当を含む。) ・指定短期入所生活介護(基準該当を含む。) ・指定介護予防短期入所生活介護(基準該当を含む。) ・指定通所リハビリテーション ・指定介護予防通所リハビリテーション ・指定短期入所療養介護 ・指定介護予防短期入所療養介護 ・指定認知症対応型通所介護 ・指定介護予防認知症対応型通所介護 ・指定小規模多機能型居宅介護 ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・指定居宅介護支援 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・有料老人ホーム ・指定特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・地域密着型特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う適合高齢者専用賃貸住宅 ・高齢者総合相談センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生相談所 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療養施設 ・身体障害者授産施設 ・身体障害者生活支援事業 ・身体障害者自立支援事業 ・知的障害者更生相談所 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者福祉工場 ・知的障害者通勤寮 ・療育等支援事業 ・地域障害者生活支援事業 ・のぞみの園 ・精神保健福祉センター ・精神障害者生活訓練施設 ・精神障害者授産施設 ・精神障害者福祉工場 ・精神障害者地域生活支援センター ・精神障害者退院促進支援事業 ・相談支援事業 ・障害者支援施設 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・重度障害者等包括支援 ・障害者デイサービス ・短期入所 ・共同生活介護 ・共同生活援助 ・福祉ホーム ・地域活動支援センター ・日中一時支援事業 ・点字図書館 ・聴覚障害者情報提供施設 ・障害者110番 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童自立生活援助事業 ・短期入所生活援助事業、夜間養護等事業 ・地域子育て支援事業 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・重症心身障害児施設 ・児童デイサービス ・心身障害児総合通園センター ・国立病院委託病床 ・重症心身障害児(者)通園事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・病院・診療所 ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・宿所提供施設 ・福祉事務所 ・婦人相談所 ・婦人保護施設 ・母子福祉センター ・隣保館 ・地域福祉権利擁護事業 ・市区町村社会福祉協議会 ・地方更生保護委員会・保護観察所 ・更生保護施設 ・労災特別介護施設 ・地域福祉センター ・ホームレス相談推進業務 ・ホームレス自立支援センター ・家庭支援電話相談事業 ・ヴェトナム難民収容所 ・子供家庭相談事業 ・乳幼児健全育成相談事業 ・すこやかテレホン事業 ・知的障害者専門相談事業

115

Ⅶ-③ 実習施設の範囲に関する見直し

○ 現行制度においては、実務経験の対象施設において実務経験を有する者については、社会福祉士養成施設における実習が免除されることとされているが、実務経験の対象施設と実習施設の範囲を比較すると、実務経験の対象施設の範囲の方が広く、必ずしも両者の整合性が確保されていない状況にある。

こうした現状を踏まえ、実習施設の範囲と実務経験の対象施設の範囲とが原則として一致(現に廃止されている施設を除く。)するよう、見直しを行う。

【現行】

・ 例えば、精神障害者関係施設については、実務経験の対象施設の範囲には位置付けられていながら、実習施設の範囲には位置付けられていない。



【見直し案】

・ 実務経験の対象施設の範囲と実習施設の範囲を原則として一致させる。

※ 実務経験の対象施設に位置付けられていながら、実習施設に位置付けられていないものであって、新たに実習施設として位置付けるもの(①)や実務経験の対象施設及び実習施設の双方に新たに位置付けるもの(②)

- ① 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場、指定小規模多機能型居宅介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護、指定特定施設入居者生活介護、指定居宅介護支援事業所、ホームレス自立支援センター
- ② 更生保護施設、広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、一定の要件を満たす独立型社会福祉士事務所 等

116

(参考2) 現行の実習施設の範囲

高齢者関係施設	障害者関係施設	児童関係施設	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人福祉センター ・老人介護支援センター ・老人デイサービス事業 ・介護老人保健施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・障害者支援施設 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・重度障害者等包括支援 ・共同生活介護 ・共同生活援助 ・福祉ホーム ・地域活動支援センター ※ 上記については、主として身体障害者又は知的障害者に行うものに限る。 ・身体障害者更生相談所 ・身体障害者福祉センター ・旧身体障害者更生施設 ・旧身体障害者療護施設 ・旧身体障害者授産施設 ・知的障害者更生相談所 ・旧知的障害者更生施設 ・旧知的障害者授産施設 ・旧知的障害者通勤寮 ・のぞみの園 ・障害者デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・指定医療機関 ・児童デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所 ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・福祉事務所 ・市区町村社会福祉協議会 ・婦人相談所 ・婦人保護施設 ・母子福祉センター

VIII 転入学等の取扱い

118

VIII 転入学等の取扱い

- 現行制度においては、社会福祉士養成施設から他の社会福祉士養成施設への転入学等が認められていないが、教育内容が同等であることを前提として、単位互換を認め、これが可能となる仕組みとする。
- 単位互換を行うに当たっては、大学又は社会福祉士養成施設が、当該大学等における開講科目の教育内容と既修得科目の教育内容とを比較した上で、当該大学等が同等と認めた場合であって、当該大学等における開講科目として履修認定を行う場合に限るものとする。
- ただし、相談援助実習と相談援助実習指導については、両科目を一体として行うことにより、教育効果が見込まれることから、いずれか一方の科目のみの単位互換は認めないものとする。

	他の大学への転入学等	他の社会福祉士養成施設への転入学等	他の資格の養成施設への転入学等
大学において既習得科目がある場合	○	x → ○	-*
社会福祉士養成施設において既修得科目がある場合	○	x → ○	-*
他の資格の養成施設において既修得科目がある場合	○	x → ○	-*

(注) ※印については、当該他の資格の養成施設の指定基準等において、転入学等が認められているか否かによる。

119

Ⅸ 施行期日

120

Ⅸ 施行期日

○ 教育カリキュラムの見直しとこれに併せて行われる以下の基準の見直しについては、平成21年4月1日から施行する。

「Ⅰ 教育カリキュラム等の内容」

「Ⅱ 教員」

「Ⅲ 施設設備」

「Ⅳ 実習・演習」

「Ⅴ 通信課程」

「Ⅵ 情報公開」

「Ⅷ 転入学等の取扱い」

○ 「Ⅶ 国家試験の受験資格における実務経験の範囲」については、平成20年度試験(平成21年1月に実施予定)から施行する。

121